委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　当　課	長寿政策課地域包括ケア推進室
委託業務名	日常生活用具サービス（緊急通報）業務及び行方不明高齢者に係る早期発見周知業務
委託業務場所	大津市　利用者宅
概　要	（緊急通報業務） 概ね６５歳以上の一人暮らし等で、心疾患等緊急対応を必要とする高齢者に対して、緊急通報装置を貸与する業務 （行方不明高齢者に係る早期発見周知業務） 行方不明になる恐れのある認知症高齢者について、事前に登録を行い、行方不明時に委託業者が協力機関にメールで情報を発信し、行方不明者を迅速に発見する業務
契約期間	令和４年４月１日　から　令和５年３月３１日まで
契約年月日	令和４年４月１日
契約金額	１０，４６４，９６０　円
契約の相手方	〔所在地〕大阪市淀川区十三本町三丁目６番 35 号 〔名　称〕大阪ガスセキュリティサービス(株)
契約相手方の選定理由	当該事業者は緊急通報対応及び行方不明高齢者に係る早期発見情報周知業務システムの開発業者であり、当該システムの運用・保守・管理についてはシステムを開発した当該事業者しかできないため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　1　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。